

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）に基づく保護開始決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第 1 審査会の結論

〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、令和 2 年 3 月 1 9 日付けの保護開始決定通知書（以下「本件処分通知書」という。）により行った、同月 1 3 日を保護開始日とする、法 2 4 条 3 項の規定に基づく保護開始決定処分（以下「本件処分」という。）のうち、生活扶助、住宅扶助の支給額を 0 円とした部分は取り消すべきである。

第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、処分庁が請求人に対し、本件処分通知書により行った本件処分のうち、生活費を 0 円とした部分について、その取消しを求めるものである。

第 3 請求人の主張の要旨

請求人の主張は必ずしも明らかでないが、本件審査請求書、令和 2 年 7 月 4 日付けの補正書及び令和 2 年 1 0 月 2 6 日付けの反論書によれば、おおむね以下のことから、本件処分の取消しを求めているものと解される。

- (1) 請求人世帯は、令和 2 年 3 月 1 3 日に、処分庁からの保護が開始されたものの、同月分の生活費が不支給とされたため、厚生労働省に確認したら、同月分の生活費は支給可能とのことで

あった。

- (2) 処分庁に保護申請したときの所持金は、〇〇市からの入学準備金60,000円及び子供の児童手当20,000円しかなかった。

この金額では生活できない、我々や子どもたちの命の軽視である。他の複数の区市においては、福祉事務所から支給されている。

- (3) 引越しの際には、洗濯機や電子レンジなどの生活用品も不支給であった。通院の際の交通費も〇〇区は不支給である。
- (4) 令和2年2月に、〇〇市からの児童手当の支給は廃止された。〇〇区からは、まだもらってもいない。厚生労働省によれば、手当は、届いてから収入認定するとしている。届いていない児童手当を収入認定している〇〇区は、国のルールに違反している。児童手当が届いたのは、令和2年6月である。
- (5) 子供二人分の児童手当については、〇〇市では月25,000円だが、〇〇区では月20,000円である。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和2年12月22日	諮問
令和3年2月25日	審議（第52回第4部会）
令和3年3月23日	審議（第53回第4部会）

令和3年4月26日	審議（第54回第4部会）
令和3年5月24日	審議（第55回第4部会）
令和3年6月28日	審議（第56回第4部会）
令和3年7月29日	審議（第57回第4部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 保護の補足性及び保護の基準について

法4条1項によれば、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとされている。

また、法8条1項によれば、保護は、厚生労働大臣の定める基準（保護基準）により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとするとしている。

(2) 各扶助について

困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対しては、法12条により生活扶助が、法14条により住宅扶助が、また、法15条により医療扶助が、それぞれ一定の範囲内において行われるとされている。

(3) 保護の実施機関について

法19条1項によれば、都道府県知事、市長及び福祉事務所を管理する町村長は、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する要保護者に対して、法の定めるところにより、保護を決定し、かつ、実施しなければならないとされている。

る。

(4) 保護の申請について

法24条1項によれば、保護の開始を申請する者は、厚生労働省令で定めるところにより、申請書を作成することができない特別の事情があるときを除き、要保護者の氏名及び住所又は居所、保護を受けようとする理由、要保護者の保護の要否、種類、程度及び方法を決定するために必要な事項として厚生労働省令で定める事項等を記載した申請書を保護の実施機関に提出しなければならないとされ、さらに、同条3項によれば、保護の実施機関は、保護の開始の申請があったときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもって、これを通知しなければならないとされ、同条4項によれば、3項の書面には決定の理由を付さなければならないとされている。

(5) 移管時の法80条免除について

東京都福祉保健局生活福祉部保護課が作成した「生活保護運用事例集2017」（以下「運用事例集」という。）問11-13によれば、「都内の実施機関間において、移管前の福祉事務所が過渡金について法第80条返還免除の処理を行い、移管後の福祉事務所が移管日から保護開始の取扱いをするものの、保護費の計上は移管日の属する月の翌月初日からとする」取扱いは、「都内の福祉事務所においての運用上の取扱いとして認められるが、被保護世帯の生活状況を十分に把握し、このような取扱いを行っても支障がないことを確認した上で実施することが必要である。したがって、移管の前後の福祉事務所及び被保護世帯の三者において、十分な連絡調整と事前の合意を得ることが不可欠」とされている。

なお、運用事例集は、法の具体的な解釈・運用の指針として相応の合理性を有するものと認められる。

2 本件処分について

(1) 本件においては、以下の各事実が認められる。

ア 請求人世帯は、〇〇福祉事務所長（以下「〇〇所長」という。）により生活保護を受けていたところ、令和2年1月24日、請求人が〇〇区長に対して、請求人世帯について、〇〇の都営住宅に転入したとする転入届を提出したこと。

その際、処分庁は、〇〇所長から請求人世帯の生活保護の移管協議を受け、これを了承していること。

イ 請求人は、令和2年3月13日、処分庁に対して、本件申請をしたこと。

ウ 処分庁は、〇〇所長から請求人世帯に係るケースの引継ぎ（移管）を受けるとともに、請求人世帯への訪問調査をしたところ、請求人世帯については、要保護状態にあるものと判断して、〇〇所長と協議の上、令和2年3月13日を保護開始日とする保護開始決定（本件処分）を行ったこと。

(2) そして、関係資料によれば、上記(1)のほかに以下の各事実が認められる。

ア 請求人世帯については、令和2年2月1日から〇〇の都営住宅に居住していること。

イ 〇〇所長は、請求人に対し、同年3月における請求人世帯の1か月分の生活扶助費（165,680円）及び住宅扶助費（36,100円）並びに一時扶助費（小学校入学準備金64,300円）を扶助していたこと。また、その際、請求人が受給していた請求人の子供らに係る児童手当（月額25,000円）については、同額を請求人世帯の同月分の収入として認定していたこと。

ウ 〇〇所長は、同年3月13日付けで請求人世帯の保護を廃止したこと、また、同保護廃止により、過支給となった同月

14日以降分の保護費122,688円について、法80条の規定により返納を免除していること。

エ また、〇〇所長は、請求人世帯の上記アの転居に際して、布団類（78,000円）、家具什器（29,600円）、家具什器・冷房器具（51,000円）及び家具什器・冷房器具設置費用（4,400円）並びに住宅維持費（網戸代38,500円）を扶助していること。

オ 処分庁は、令和2年4月以降、請求人世帯に対して、保護基準等に基づき、保護費を算定・計上し、生活扶助費、住宅扶助費、教育扶助費及び一時扶助費並びに医療扶助費を扶助している。また、請求人の子供らに係る児童手当（月額25,000円）については、同額を請求人世帯の同月分の収入として認定している。なお、児童手当は、実際の受給額を原則として受給月から次回の受給月の前月までの各月に分割して収入認定されている。本件の場合、前年10月分から1月分までの児童手当が2月に支給され、2月から5月までの各月に分割して収入認定されている。（児童手当の支給月は、2月、6月、10月となっている。）

(3) 以上のことから、処分庁は、〇〇所長の保護廃止日以降の請求人世帯に係る令和2年3月分の生活扶助費及び住宅扶助費については、既に、同所長が法80条の規定により、返還を免除済みである令和2年3月分の過支給分の保護費を活用することにより、いずれも0円としたものと認められる。

(4) これらの経緯からすると、処分庁が、請求人が要保護状態にあると認定しながら、生活扶助及び住宅扶助の支給額を0円としたのは、上記の運用事例集問11-13（上記1・(5)）の取扱いに準拠して処理したと考えられる。しかしながら、上記取扱いが合理性を有するものと認められるためには、移管の前後

の福祉事務所及び被保護世帯の三者において、十分な連絡調整と事前の合意を得ることが不可欠であると解されるどころ（運用事例集問11-13（上記1・(5)参照）、本件においては、そのことを示すに足る資料がない。さらに本件処分通知書を見ると、上記取扱いにより本件処分が行われたことを示す理由の記載もない。

以上の点から、本件処分のうち、生活扶助、住宅扶助の支給額を0円とした部分は取り消しを免れない。

3 請求人の主張について

上記2以外の請求人の主張について、検討する。

請求人は、引っ越しに際して洗濯機等が支給されていないと主張しているが、関係資料によれば、請求人世帯の引っ越しに際して、〇〇所長は、法8条の規定に基づく厚生労働大臣の定める保護基準（昭和38年4月1日付厚生省告示第158号）並びに法の処理基準である「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知）等に基づき、被服費（布団類）及び家具什器費（炊事用具等及び冷房器具）並びに家具什器・冷房器具の設置費用について、各限度額を支給しているものと認められる。

また、医療の移送費が支給されていないことも主張しているが、本件処分においては、請求人世帯に係る医療の移送費についての判断はなされていない。

したがって、請求人の各主張にはいずれも理由がない。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申を行った委員の氏名）

松井多美雄、宗宮英俊、大橋真由美